

やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）交付要綱

（通則）

第1条 やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）（以下「補助金」という。）については、山梨県行政手続条例等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、本県産業の活性化に向け、経営革新や業種転換を進める県内中小企業の新技術や新製品の研究開発を支援することにより、今後成長が期待される産業分野への進出を促進し、本県産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第3条 この補助金の対象となる者は、山梨県内に本店、製造拠点若しくは研究開発拠点等を有する又は補助事業期間内に設ける予定の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であって、次条第1項各号で定める事業を行おうとする者（以下「補助対象企業者」という。）、又は次条第1項各号に掲げる研究開発の主要部分を実施する補助対象企業者並びに他の企業、大学及び公設試験研究機関等で構成されたグループとする。

（交付の対象、補助金の額及び補助率）

第4条 知事は、次の各号に掲げる事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち必要と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

（1）一般枠

別表2に掲げる分野（以下「対象成長産業分野」という。）において、補助対象企業者が実施する新技術及び新製品の研究開発であって、県内における当該対象成長産業分野を先導する中核的な企業となり、産業集積形成の基礎になると認められるもの。

（2）小規模事業者枠

対象成長産業分野において、補助対象企業者のうち小規模企業者が実施する新技術及び新製品の研究開発であって、競争力のある高度な基盤技術の強化・獲得や、付加価値の高い新製品の創出に資すると認められるもの。ただし、知事が別に定める計画等を策定したものに限る。

2 知事の交付する補助金の額及び補助率は、前項に定める事業ごとに別表2に掲げるところによる。ただし、第6条に規定する交付決定に際しての補助金の額が100万円未満となる事業は、補助対象としない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）交付申請書（様式第1）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）交付決定通知書（様式第2-1）により補助事業申請者に通知するものとする。また、適当と認めないときは、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）不交付決定通知書（様式第2-2）により補助事業申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

3 知事は、第1項の決定を行う場合は、外部有識者等で構成する審査委員会の意見を聴取するものとする。

4 審査委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

5 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるものの

(5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者

(7) 第2号から第6号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業

計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにやまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）補助事業遅延報告書（様式第5）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の指定する日における補助事業の遂行状況について、当該指定する日から起算して1ヶ月を経過した日までに、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）事業遂行状況報告書（様式第6）を、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者のうち、第4条第1項第1号に掲げる研究開発を行う者にあつては、事業期間内の各年度末において、当該年度の進行状況について翌年度4月10日までに、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）年度終了実績報告書（様式第6—1）を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、第4条第1項第1号に掲げる研究開発にあつては、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、同項第2号に掲げる研究開発にあつては、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業開始年度の3月10日のいずれか早い期日までに、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）事業実績報告書（様式第7）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）額の確定通知書（様式第8）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を当該補助事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消す場合がある。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 補助事業終了までに県内に本店、製造拠点若しくは研究開発拠点等を設けなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付金を交付することが不相当であると知事が認めたとき。

2 前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取消しする場合は、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）交付決定取消通知書（様式第9）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(休止等の事前報告)

第16条 補助事業者は補助事業終了後5年間において、県内の本店、製造拠点又は研究開発拠点等を休止又は廃止しようとする場合、休止等の事前報告書（様式第10）により知事に報告しなくてはならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の処分及び管理)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した知事が別に定める財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が別に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめやまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）に係る財産処分申請書（様式第11）を知事に提出し、その承認を得た場合はこの限りではない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(成果の企業化等)

第18条 補助事業者は、補助事業の成果を企業化するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了する年度の終了後に迎える決算を初回として、以降5年間、決算日から30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）に係る企業化状況報告書（様式第12）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくやまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）に係る産業財産権等届出書（様式第13）を知事に提出しなければならない。

(収益の納付)

第20条 知事は、第18条第2項の規定により提出された報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の保管)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第22条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条第1項の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項の規定に基づく変更承認の申請、第9条の規定に基づく中止承認の申請、第10条の規定に基づく遅延の報告、第11条第1項に基づく遂行状況報告、第11条第2項の規定に基づく年度終了実績報告、第12条の規定に基づく実績報告、第16条第1項の規定に基づく休止等の事前報告、第17条第2項に規定に基づく財産処分申請、第18条第2項の規定に基づく企業化状況報告、第19条の規定に基づく産業財産権等に関する届出については、電子情報処理組織（条例第3条に規定に基づき知事が定めるものをいう。）を使用する方法により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第23条 知事は第5条の規定により行われた交付申請等に係る第6条第1項の規定に基づく通知、第8条の規定に基づく承認、第9条の規定に基づく承認、第10条の規定に基づく指示、第13条の規定に基づく額の確定通知、第14条第2項の規定に基づく交付決定の取消、第15条の規定に基づく返還命令、第17条第2項の規定により行われた財産処分申請に係る承認については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

- 1 この要綱は、令和元年6月28日から施行する。
- 2 産業振興事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、令和元年6月28日をもって廃止する。ただし、旧要綱第6条の規定に基づき交付決定があった補助事業については、なお従前の例による。

なお、旧要綱第5条の規定に基づく交付申請は、平成30年度をもって終了する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (補助対象経費)

費 目	経 費 の 内 容
人 件 費	研究開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費
報 償 費	外部専門家の指導・助言を受けた場合の謝礼に要する経費
旅 費	外部専門家の指導・助言の際に必要となる出張に要する経費
原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構 築 物 費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費
機 械 装 置 ・ 工 具 器 具 費	機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、修繕、又は借用に要する経費（据付けに要する経費を含む。）
外 注 加 工 費	外注加工に要する経費
技 術 指 導 受 入 費	産業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において技術者等に支払われる経費
研 究 開 発 委 託 費	研究開発の一部を大学及び他の企業等に委託する場合に要する経費
試 験 ・ 分 析 費	研究開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費
そ の 他 の 経 費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

別表 2 (対象成長産業分野)

1	医療機器関連産業分野
2	水素・燃料電池関連産業分野
3	航空・宇宙・防衛関連産業分野
4	その他知事が必要と認める分野 社会・経済情勢や市場ニーズの変化に伴い、今後成長が期待される上記 1 から 3 に準ずる産業分野に係るもの

別表 3 (補助金の額及び補助率)

補助事業枠	補 助 金 の 額	補 助 率
一般枠	2,000万円以内	補助対象経費の1/2以内
	人件費は上限500万円とする。ただし、別表2の1から3の成長分野のソフトウェア開発については、補助申請額の4分の1以上の金額で申請することができる。	

小規模事業者枠	500万円以内	補助対象経費の2／3以内
	人件費は上限125万円とする。ただし、別表2の1から3の成長分野のソフトウェア開発については、補助申請額の4分の1以上の金額で申請することができる。	

補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てる。